

平成 30 年 11 月 26 日

各 位

株式会社 宮崎銀行

「電子決済等代行業者に求める事項の基準」の公表について

株式会社宮崎銀行（頭取 平野 亘也）は、銀行法等の一部を改正する法律（平成 29 年 6 月 2 日公布）に基づき、平成 30 年 2 月 28 日に公表した「電子決済等代行業者との連携および協働にかかる方針」を踏まえ、「電子決済等代行業者に求める事項の基準」を策定しましたので公表いたします。

なお、「電子決済等代行業者に求める事項の基準」の内容は、別紙をご覧ください。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
株式会社宮崎銀行 経営企画部
担当：備後^{びんご}
TEL : 0985-32-8213

電子決済等代行業者に求める事項の基準

平成 30 年 6 月 1 日に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」により、金融機関と金融関連 IT 企業等の適切な連携・協働を推進するとともに、利用者（顧客）保護を確保するため、電子決済等代行業者に関する法制が整備されました。

同法第 52 条の 61 の 11 第 1 項に従い、株式会社宮崎銀行（以下「当行」といいます）は、電子決済等代行業者と契約を締結するにあたり「電子決済等代行業者に求める事項の基準」について、以下のとおり公表いたします。これを変更する場合は、当行ホームページへの掲載によりお知らせいたします。

当行のシステムと連携する電子決済等代行業者は、以下の基準を満たすものとします。

1. 電子決済等代行業に係る業務の執行が法令に適合することを確保するために整備すべき体制に関する事項
 - (1) 電子決済等代行業者の登録を受けている等、電子決済等代行業を営むうえで適切な主体であること
 - ①電子決済等代行業者の登録を受けており、登録取消のおそれがあると判断すべき事由が認められないこと
 - ②電子決済等代行業者、その役員、主要株主または従業員等が、反社会的勢力に該当し、または反社会的勢力と関係を有するとの懸念がないこと
 - ③電子決済等代行業者およびそのグループ会社の事業が利用者保護のうえで支障があると判断すべき事由が認められないこと
 - ④電子決済等代行業者およびそのグループ会社の事業が銀行サービスの向上に資すると判断できること
 - ⑤電子決済等代行業者が電子決済等代行業を営むに当たり、当行のシステムに連携するために必要となる内容の契約を締結する意向があり、同契約の内容を適切に履行するうえでの懸念が認められないこと
 - (2) 経営および財務の状況が電子決済等代行業に係るサービスの提供を継続的に行うために十分なものであると判断できること
 - (3) 電子決済等代行業者のサービスを適切に実施するための組織体制・人的体制を有していること
2. 電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱いおよび安全管理措置のために行うべき措置に関する事項

- (1) 利用者に関する情報の適正な取扱いおよび安全管理のために行うべき措置が講じられていること
- ①セキュリティ管理責任の所在が明確であること
 - ②セキュリティ管理ルールが整備されていること
 - ③セキュリティ管理体制の周知・定着が図られていること
 - ④役職員による守秘義務に関して措置が講じられていること
 - ⑤情報資産の廃棄の体制が整備されていること
 - ⑥セキュリティ不祥事案の発生に対する体制が整備されていること
 - ⑦セキュリティ対策の高度化を図る体制が整備されていること
 - ⑧利用者の個人情報等の取扱いの体制が整備されていること
 - ⑨利用者の要配慮個人情報の取扱いの体制が整備されていること
 - ⑩コンピュータ設備およびオフィス設備に係る情報漏洩対策が講じられていること
 - ⑪システム開発・運用管理の体制が不十分と判断すべき事由が認められないこと
 - ⑫サービスに係る情報の取扱いの体制が不十分ではないと認められること
 - ⑬体制、対策及びルールの運用または遵守状況が事後的に検証可能な体制が整備されていること
- (2) 不正アクセスやサイバー攻撃の防止策等が適切に講じられていること
- ①不正アクセスやサイバー攻撃の発生を想定した体制が適切に整備されていること
 - ②不正アクセスやサイバー攻撃のリスクを低減するための対策が適切に講じられていること
 - ③サービスに係るユーザーの認証機能が不十分と判断すべき事由が認められないこと
- (3) 利用者への情報提供、問い合わせ等への対応、補償対応その他の利用者保護が図られていること
- ①利用者の被害拡大を未然に防止する体制が適切に整備されていること
 - ②利用者への情報提供・注意喚起の体制が適切に整備されていること
 - ③利用者への説明が適切に行われていること
 - ④利用者からの相談・照会・苦情・問い合わせ等に対する対応を的確に行う体制が整備されていること
 - ⑤利用者への補償対応の体制が適切に整備されていること
- (4) 外部委託管理の体制が適切に整備されていること
- (5) 電子決済等代行業者において適切な法令遵守体制や内部管理体制が整備されていること

以上